

いじめ防止等の基本方針

秋田県立秋田北高等学校

1 いじめ防止の基本方針

本校は、校訓「自求真善美」のもと、広い視野を持ち、社会の変化に柔軟に対応できる力を身につけるとともに、知性、品性、感性に優れ、心身ともに健康な人間を育成することを教育目標としている。全校生徒が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう、教職員が生徒とともに、いじめを抑止し人権を守る土壌をはぐくみ、いじめを許さない学校づくりを推進する。

そのため、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は、適切かつ迅速に解決できるようにするため、「いじめ防止等の基本方針」を定める。

2 いじめ防止の基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(2) いじめ防止対策の基本理念

本校は、すべての生徒および教職員・保護者が「いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こり得る」という認識をもち、いじめ防止等のための対策を以下の基本理念の基に定める。

- ① いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校づくりをする。
- ② いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通す。
- ③ いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ④ 保護者との信頼関係をつくり、地域や関係機関との連携協力にも努める。

3 いじめ防止の指導体制と組織的対応

(1) いじめの未然防止と、いじめの早期発見のために「いじめ防止委員会」を設置する。

委員長 副校長

委員 教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、その他とする。

<委員会の取り組み内容>

- ① いじめ防止等基本方針の作成、見直し
- ② 年間指導計画の企画と実施
- ③ いじめの未然防止の取り組み
- ④ アンケートの実施と結果報告
- ⑤ 教職員研修会の企画立案

(2) いじめを認知した場合、その解決に向けて「いじめ防止委員会」を開催する。

校長は、生徒指導主事・担任等による注意・指導で解決を図ることができる事象かどうかを判断し、解決を図ることができない事象と判断した場合は、速やかに「いじめ防止委員会」を開催する。

<委員会の取り組み内容>

- ① 事実の正確な調査・把握と県への報告
- ② 被害者、加害者または全体に対して、具体的な指導方針を決定
- ③ 保護者と連絡を取りながらいじめの解決指導
- ④ 場合によっては、警察等関係機関と連絡を取りながらのいじめ解決指導
- ⑤ 事態収束まで経過観察・継続指導

4 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止

いじめはどの生徒にも起こりうる事実を踏まえ、学校における教育活動全体を通して自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てる。

- ① 一人ひとりの個性を伸ばし、自信を持たせ、コミュニケーション能力を育む教育の充実を図る。
- ② 特別活動・道徳教育を通して規範意識を高め、集団で望ましい人間関係づくりを図る。
- ③ 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- ④ 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- ⑤ 常に危機感を持ち、いじめ問題への取組を定期的に点検して改善充実を図る。
- ⑥ 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- ⑦ 校外の関係機関と定期的に情報交換を行い、恒常的な連携を深める。

(2) いじめの早期発見

いじめは、教職員・保護者の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・関係機関が全力で実態把握に努める。

- ① 生徒の声に耳を傾ける。(生活困りごと調査、個別面談)
- ② 生徒の行動を注視する。(発見シート、チェックリスト等)
- ③ 保護者と情報を共有する。(手紙・通信物・電話等の定期連絡・家庭訪問、保護者面談等)
- ④ 校外の関係機関と日常的に連携する。(関係機関との情報共有等)

(3) いじめへの対応

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解消を目指す。

- ① いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ② いじめ問題を担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- ③ いじめる生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- ④ 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- ⑤ いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- ⑥ 必要に応じて関係機関の協力を求める等、日常的に情報共有を行う。

5 重大事態への対応

(1) 「重大事態」とは、いじめ防止対策推進法第28条に基づいて次の場合をいう。

- 一 いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(生徒が自殺を企図した場合等)
 - 二 いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。)
- ※ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

(2) 具体的な対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、全教職員の共通認識の下、いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行い、事態の解決にあたる。

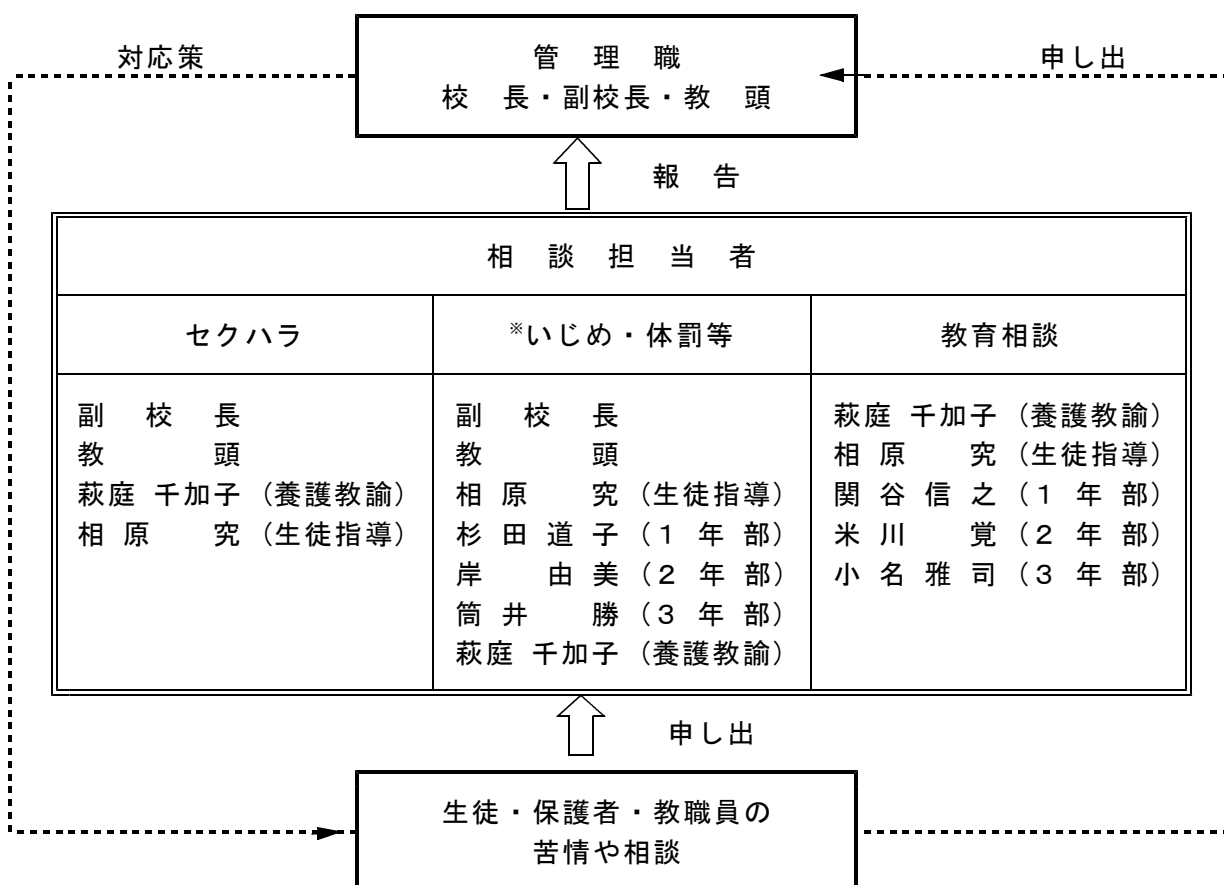
なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

セクシャル・ハラスメント、いじめ、体罰等の相談体制について

本校ではセクシャル・ハラスメントやいじめ、体罰等の未然防止に向けて、次のとおり相談体制を整えております。

全校生徒及び教職員が互いの人格尊重に努めるとともに、安全で安心な学校生活を送ることができるよう、皆様の御理解・御協力をお願いします。

- 1 校内に相談窓口を設定する。
- 2 相談窓口は教職員、生徒、保護者を対象とするものとし、それぞれに複数の相談担当者（本校の教職員）を置く。
- 3 苦情や相談は口頭、電話、手紙等で申し込むことができる。
- 4 相談担当者は、秘密厳守で相談に応じる。
- 5 相談担当者は、相談内容を管理職に報告する。
- 6 管理職は、相談担当者からの報告内容及び生徒・保護者から受けた苦情・相談について速やかに調査し、対応策を講じることとする。
- 7 相談担当者及び組織図は次のとおりとする。



※いじめ・体罰等相談窓口は「いじめ防止委員会」を兼ねる。

【学校住所】〒010-0871 秋田市千秋中島町8-1

【電 話】018（834）1371 【FAX】018（834）1373